

分の1を限度として加算する額は、前年度と同額の70000円であるが最高支給額は24,000円に引き上げられた。

エ 期末手当

12月支給に係る期末手当の支給割合が2.0月分が1.9月分に0.1月減じられた。

オ 住居手当

家賃等を支払っている職員に対する手当額について改定された。内容は諸手当一覧表を参照のこと。

カ 第三次教員給与改善後期分

(ア) 義務教育等教員特別手当

前回の改定に引き続き行われ、支給限度額が15,200円から20,200円に増額された。

(イ) 教員特殊業務手当

部活動手当の支給に係る指導時間が5時間程度から4時間程度に緩和された。(53年12月23日適用)

(ウ) 管理職手当

次の規模の学校の校長及び教頭(2人以上の教頭が置かれる学校にあっては、校長が第1位の順位

職務代理者に指定した教頭)に対する管理職手当の支給割合が、校長14%、教頭12%に引き上げられた。

(54年1月1日適用)

[学校規模]

小 学 校	25学級以上
中 学 校	16学級以上
高校・養護学校	12学級以上
盲・ろう学校	15学級以上

ク 給与水準の適正化等

(ア) 昇給期間の延伸

54年3月31日に在職する教育職員以外の職員について、54年7月1日以降の最初の昇給が6月延伸された。

(イ) わたり昇格基準の一部廃止

係長相当職の3等級から2等級わたり昇格基準が廃止された。(54年4月1日適用)

上記のほか、舎監業務職員の手当及び宿日直手当が1回について100円増額された。

2 諸手当一覧表

給与の種類	支 給 条 件		支給日	備 考		
	支給対象者	支給率又は支給額				
給料の調整額	特殊学校の教員(特殊免許の有無に関係なし)	給料×8%	給料の支給日			
教職調整額	義務教育諸学校等の教育職員に対し、その職務と勤務状態の特殊性に基づいて支給される手当であり、次の教育職員に支給する。 職務の等級が2等級、3等級の者	給料×4%(相当額) { 1等級の者には給料として加算額支給 小・中学校…… 4,400円 高 校 等…… 4,400円 }	同 上	48.1.1から 53.4.1から 改 定		
手	1 給料の特別調整額(管理職手当)	部長相当職	給料×20%	同 上	54.1.1	
		課長相当職	給料×16%			
		課長補佐相当職(指定職に限る)	給料×12%			
	校 長	給料×12% (ただし次の学校規模の者は14%)	小学校			25学級以上
			中学校			16 "
		教 頭 (1等級にある者)	給料×10% (ただし次の学校規模の者は12%)			高等学校
盲・ろう学校	15 "					
養護学校	12 "					
教 頭(2等級にあるもの)	給料×8%					
2 初任給調整手当	大学又は大学院修士課程修了後、4年以内、博士課程終了後、3年以内に採用された者で、高等学校又は工業実習の免許状を有して工業の教科を担当する教諭	1年目……… 1,500円 2年目……… 1,000円 3年目……… 500円	同 上	54.4.1		
当	3 扶養手当	他に生計のみちがなく、主として職員の扶養を受けている者で次に掲げる者		同 上	53.4.1から 改 定	
		(1) 配偶者(内縁を含む) ……………	月額 9,000円			
		(2) 配偶者以外の扶養親族のうち2人 ……………	月額 各 2,700円			
		(3) 母子家庭の世帯主等配偶者のない ……………	月額 5,500円			
	職員の扶養親族のうち1人					